

第十三回国会 農林委員會議録 第三十号

昭和二十七年四月三十日(水曜日)

午後二時十四分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君

理事 平野 三郎君 理事 小林 遼美君

石原 登君 小笠原八十美君

越智 茂君 小淵 光平君

栗山長次郎君 坂田 英一君

坂本 實君 佐藤 親弘君

千賀 康治君 橋谷仙次郎君

大森 玉木君 金子與重郎君

吉川 久衛君 石井 繁九君

竹村奈良一君 足鹿 覺君

出席國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

食糧庁長官 東畑 四郎君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

四月三十日

委員宇野秀次郎君、中馬辰猪君及び松本善壽君辞任につき、その補欠として栗山長次郎君、石原登君及び小笠原八十美君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十八日

国有牧野の利用権確立に関する陳情書(岩手県農業委員会長園分謙吉(第一五五四号))海外における茶の消費状況等調査の

ため茶業技術者派遣に関する陳情書(全国茶業技術協会会長加藤博)(第一五五五号)積雪寒冷地帯に対する国庫補助金の確保に関する陳情書(広島県知事大原博夫)(第一五五六号)農林漁業特別融資法による小水力発電施設に対する長期資金増額に関する陳情書(北海道議會議長藤田余吉)(第一五五七号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)表類の価格、米食率及び食糧特別會計の不足金処理に関する件

○松浦委員長 これより農林委員会を開会いたします。この機会にお知らせいたします。前回の本委員会において決定いたしました大農業災害補償関係の三法案に関する公聴会開会承認要求に対しまして、二十六日議長の承認がありましたので、御承知置きを願います。

これより食糧管理法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引続き質疑を行います。金子與重郎君。○金子委員 本法案に対しましていろいろ理論的な見地から質問が行われたのであります。私はそういう点を略しまして、この法案が実施された後における影響という点を中心にしたしまして、重要な点を質問申し上げたいと思ふのであります。ことにこの法案実施後の影響というものは、私ども

の考え方と政府当局の考え方と相当相違する点があるのであります。それに対して政府の当事者は、非常に割切つたような答弁をしております。しかしながら長い間統制経済が統制されておりました農村の事情が、今度統制をはずしましたことによるところの自由経済に移行するその過程におきまして、いろいろ問題が発生して参りまして、それが農村経済ことに協同組合の経営等にも重大な影響を持つたのであります。これに対して私は、政府があまりに一方的に割切つた考え方を持つことは非常に遺憾である。というの

は、これだけ重大な問題を来すのでありますから、非常に謙虚な気持で、あらゆる角度から予測して、そうしてこの問題が食糧再生産の上に悪影響のないように考慮しなければならぬ、こういうふうな考えておるものであります。

そこでまず第一にお聞きしたいことは、買入れに関する事項であります。政府は、昭和二十七年産産の内地麦の政府買入れを無制限買入れをする、こういうことを言っておるのであります。現在のところ政府の買入れ見通しは、何百万石を買入れられる見通しであるか、その見通しを伺いたいと思ひます。

○廣川國務大臣 あらゆる角度から政府は検討いたしておるのであります。が、お尋ねの二十七年産の麦の買入れは大体今までの実績から見まして八百五十万石程度に組んでおるようなわけでありまして、法律がそうするよう

○金子委員 農林大臣は、本年度の麦買入れの予定は、過去の実績から見て八百五十万石を予定しておる、こう言われるのであります。そこで農協協同組合取扱におきまして、その政府買上げ数量が、一体このうちどのくらいを占める予定であるかと申します。これは非常に重要な点でありまして、農協協同組合のルートを通しましての買入れが激減するようなことがありまして、農協協同組合が財政資金として貸しておりまして、その肥料代金その他の回収に重大な影響を持つて来る、なお農協協同組合の貯金の歩どまり率というものが非常に影響力を持ちますので、今提案されておりますこの制度を実施したときに、八百五十万石のうち農協協同組合を通しての買入れ数量が一体どのくらいになるか、その見通しをひとつ伺ひたい。

○廣川國務大臣 長い間訓練を経た協同組合でありますので、共同仕入れ、共同販売については十分訓練ができておると思つております。またわれわれは、見ようによりましては、すべてのものが協同組合を通じて流れることを期待いたしておるようなわけでありまして、法律がそうするよう

○金子委員 農林大臣のその見解は非常に私どもと違つておると思ひますが、意見にわたりますから申上げておきます。ただ一言、長い間農民が協同組合の共同販売に訓練されておると言ふけれども、これは訓練されておらないのであります。法律がそうするよう

にできておるから、やむを得ず法の中で動いておるのであります。むしろ産業組合時代における自由経済の當時の訓練よりもはるかに劣つておる。従つて農民の手取りがたとえ十円違つたら、おそらく協同組合のルートは通らなくなる。こういうふうなことだけは十分お考えになつていただきたいと思ふのであります。

その次に、昭和二十五、六年度の米麦価をかりに二十五年産と二十六年産の麦価に対して、これは麦価でありますからもちろんバック・ペイを含むものという見解を私は持つておりますが、そういうふうな立場で、二十五、六年度を平均して、一つの平年作を予想して、今年の米麦価をきめた仮定してみますと、これは何円になりますか。この点は長官に伺ひたい。

○東畑政府委員 パリティは新しいパリティ方式をとるといふことをいつも申し上げておるのですが、そのパリティ方式が実ははつきりいたしませんので、二十五年、二十六年産を平均してどうかという仮定の御質問の計算は実はいたしておりません。しかし現在予算で出ております千八百三十四円を相当上ることだけは確実であると思ひます。

○金子委員 この問題は仮定に立つとは言ひますけれども、二十五年産の麦の買入れ価格ははつきりしておりまして、二十六年産の買入れ価格ははつきりしておるのであります。そのパリティを今の立場において、それにはもちろんバック・ペイは入りまして、し

かも豊凶の程度を勘案はいたしませんが、それは平年作としてみれば、はつきり数字は出るのではありませんから、すぐその場で計算さして答弁していただくかと思ひます。

○東畑政府委員 パリテイが新しい方式になりますと、パリテイ係数が全然かわつて来るので、五月のパリテイが幾らであるかがはつきりいたしませんと、計算ができない。そこで今千八百三十四円と申し上げましたのは、二十六年を基準とした旧パリテイ方式であります。新パリテイ方式の係数ができませんと結果がわからないのであります。基準単価は二十五、二十六ではつきり出ておると思ひます。

○金子委員 この問題は非常に重大な問題でありまして、従来のパリテイというやつは、非常にくつが合つて現実と合わぬ虚偽のような結果をもたらすのであります。この問題は本日からわれようとしておる決議案を出されるまでの間に、最低幾ら以下は下まわらないという線は出るはずでありますから、そこで計算しておいていただきたいと思ひます。

○東畑政府委員 二十五年が千六百六十四、二十六年は千七百六十五、二十七年は千八百三十四円という事でありまして、千九百円以上になることだけは確かでありまして、はつきりした係数はまだできておりません。

○金子委員 私概略してみますと、千九百七、八十円に行くのではないかと、千九百円を下まわらぬかと思ひますが、この点はパリテイを仮定しての、その算出方式を後ほどいいですから、

具体的にここで納得つくように説明願いたいと思ひます。

○東畑政府委員 三万五千七百八十六円を予算上の小麦の拂下げのトン当りの単価にいたしておきます。裸麦が三万八千三百三十五円、大麦が三万二千六百三十円ということに予算上はなつております。統制が撤廃されますと、実は消費者価格のマル公がなくなるわけでありまして、歩どまり等は今七八という事でありまして、

○金子委員 そいういたしますと、その三万五千七百八十六円という価格で拂い下げられたときに、今の小麦の公定価格を幾らと見て拂下げ価格をきめてあるわけですか。

○東畑政府委員 われは統制撤廃後企業家の努力によつて、従来の委託加工による価格では相当吸収する余地がある。現在七八の歩どまりで四百八十五円ですが、歩どまりが下ると質がよくなると思ひますが、その価格水準は維持して行きたいという予定で予算を出してあるわけでありまして、

○金子委員 この四百八十五円は末端の消費者価格を見ているわけでありませんか。

○東畑政府委員 さうであります。○金子委員 拂下げ価格の決定は今までの長官の御説明で、物価の状態や、あるいは消費者のエンゲル係数等、いろいろの点を勘案して決定するといふお話があつたのであります。もし本委員会において決議等が行われた場合に、現行価格と申しますと、ただいま説明された価格になるわけでありまして、これを本年度堅持するという事になりますか。

○東畑政府委員 これを堅持するためには、私はたび／＼二十六年を基準にしたいといふことを申し上げておつたのであります。二十六年を基準にいたしますと、これは堅持できる次第であります。

○金子委員 二十六年を基準とするといふことであれば堅持ができる。この條件がかわれば堅持できないといふことになりませんか。

○東畑政府委員 コスト主義で参りますと、もつと／＼上ると考えます。

○金子委員 それではこの点はあとに残しておきたいと思ひます。それからその次に、政府は二十七年度の麦類の買入れのために資金を農協に対して供給する、こういうことを言明しておるのであります。この農協同組合に対しては買入れの資金として何億円を予定されておりますか。

○東畑政府委員 現在一億八百万石相当の食糧証券を発行して、国庫余裕金から政府特別会計に入れることになつておりますが、農協の活動によりまして農協自体資金がいります場合は、結局財源は国庫余裕金から出るものであります。それをそのまま中金を通じて農協の方に流すというふうな運用上の話合ひになつておりました。国内の金融といつたしましては食糧証券の発行が

減るわけでありまして。それだけは農協にとりましてはさしつかえない、金額は今このところ限度はございせん。回転率その他を考慮しまして、必要なだけ出すというふうな話合ひになつておるわけでありまして、

○金子委員 その点は非常に重要な問題であります。農協同組合に対して小麦の買入金を出すというのであります。これは政府が収納するいわゆる政府に売ることを条件にして資金を出すのか、あるいは今度統制がなくなりますと、單なる農作物の販売事業となりまして、協同組合の販売事業資金としてこれを出すのか、その点は將來の非常に重大な岐路になりますか。

○東畑政府委員 政府が出すものには答へ願ひたいと思ひます。

○東畑政府委員 政府が出すものには決して条件をつけておりません。農協が系統共同販売をやる場合も無条件で出すことになつております。

○金子委員 ただいまの答弁は話としては一応納得いたしますが、実際の貸付の段階になりましたら、食糧庁長官は、この具体的方法に対しては、つづつと研究したことがありませんか。どういふふうな形において貸し付け得るか、貸付の具体的方法を考えたことがあつたかどうか。

○東畑政府委員 一般の中金が集荷資金を出す場合と同じように、財源を国庫余裕金から中金に預託する、そして中金がそれを集荷資金として流すというように、普通の流通金融と同じように考える次第であります。

○金子委員 あなたは専門ではないから、話としてはさういふことが言えるのであります。實際問題としては、貸付は相当困難を来すものと思ひます。たとえば肥料のようなものでも、中金まで系統機關に対して信用機關が確認いたしましたら、これだけの肥料を買ふのだという確認制度をもつておるうじて肥料の資金が出る。いわんやこれからどれだけ買えるか買えないかわからない、市場に対して相当の相場が開きがありますから、かりに一つの協同組合が村内において五万俵なら五万俵を買ふ予定でありまして、その資金をよし調達いたしましたとしても、相場の関係上買えない場合があるわけでありまして、その場合にはその資金は一体どうなるのか。従つて現在運輸資金として協同組合に出しておる面はないのであります。必ず一つの事業に対する裏づけとして認証のもとに貸しておるのであります。ただ今度小麦を買ひ入れるのだから私の組合で何百万円借りたしから貸せというふうなことがあつたとしても、實際上は貸せないと、結果が起ると思ひますが、その点に対してはどう考えますか。

○金子委員 今私のお尋ねしておるの
は、財源の問題を言っているのではな
くて、実際に末端協同組合が小麦の買
入れに当つて、小麦の買入れ資金をど
ういうふうにするか、前渡金というこ
とは政府に売ること前提として、ど
のが前渡金なのでありまして、どこへ
行つても買わないのに前渡金を出す
ということは意味がないと思うのであ
ります。具体的に御質問いたしますが、
去年なら去年の出荷実績で、その村の
麦の生産量の何パーセント、たとえは
八割、あるいは一〇〇%とすれば、そ
れを無条件で貸し付けるか、その点お
伺いいたします。

○東畑政府委員 個々の単協にもやは
り出荷計画があると思つて、その出
荷計画に對しては國が買う場合は、
國の前渡金制度の資金が出ます。それか
ら民間の方へ流れるものにつきましては、
中央金庫に國庫余剰金の預託をいた
しまして、その資金を財源にして中金
信連が個々の單協というものに出荷計
面に基いて前渡し流通資金を貸すとい
う話しをしておるわけでありませぬ。

○金子委員 あなたは農林省でありま
すけれども、直接中央金庫の立場であ
りませぬので、こういうことはあなた
が答弁なさつても、實際上私はできな
いと見ております。肥料の買入れすら
認証がなければ資金は出せないとい
う段階になつております。業者から買
いました肥料に對しては認証がでない
から單位組合は肥料が買えないとい
う状態になつており、いわんや政府に
売らないでブローカーにまた売ります
かわらないようなものに対して、その
組合自体が預金等の見返りがあればま
大別でありますけれども、預金の見返

りがなければ、實際上あなたがそうい
うような答弁をされても、そういうよ
うなときは必ずまごつきが来るとい
うことを、私は組合の運営をしておる者
として、現段階において考へるので
が、それでは過去の実績において資金
計画を立てれば、その販売資金計画
によつて中央金庫、信連を通じて貸し
得る、こういうことが言えるかどうか、
もう一度念を押します。その点農林大
臣にお答えを願います。

○東畑政府委員 それは出荷計画さへ
はつきりいたしますれば、一度に龐大
な金があるわけではありませぬで、回
転するわけでありませぬので、出荷計画
に基き、國庫余剰金から中央金庫を通
して個々の單協に流通資金を流すとい
う話しをしておるわけでありませぬ。

○廣川國務大臣 食糧庁長官の答弁し
た通りであります。

○金子委員 これは運用になりまして
から重大な問題になつて参るのであり
ます。ですからこれをただおざなりに
通してしまふとはどうにかなるだ
らうということでは、これは農協協同
組合に重大な影響力を持ちますので、
私は真剣な立場から、この点具体的な
ものを知らないこと、これでいいだろ
うというふうな納得はつかないのであ
ります。大臣は例によつて政治的に片
づけることに對して手腕を持つてお
りますが、ただいま長官が答えた通り
ありますと言つても、どういふふう
にして金を出すかということに對して
は、一応中央金庫の当局にはつきりし
た具体案を示していただきたいと思
います。これに對して何ら具体案を私
ども承知しておらないのですが、申込
みすれば貸すといつても絶対貸さな

い。協同組合に資金を出すというよ
うな形で今納得させておるけれども、実
際上仕事に當つてからまごつきのでは
ないか。それならば伺いますが、その
資金の貸付はどのような条件をもつて
單位組合に貸し付けるのか、その条件
と、金利はどういふふうにするか、サ
イトはどれだけにするのか、手形で貸
し付けるのか、どういふ形で貸し付け
るのか、その具体的な方法を伺いた
い。

○東畑政府委員 現在農協では、中金
といふ／＼と話しをしておるのであ
ります。個々の單協から農販連に委託
販売をするわけでありませぬが、その集
荷資金につきましては、もちろん自分
の資金もございませぬが、資金の足ら
ない点につきましては、信連を通し、中
金を通して申し込んで、上の方から國
庫余剰金を流していただく、実はこう
いふふうな計画で案ができておるわけ
であります。麦の統制解除に對する法
案が通りますれば、これがが／＼と
固まるわけでありませぬ。今共同販売に
對する金融等も中央金庫、販連、信連
その他の関係において案は一応できて
おるが、私ちよつと記憶しておりませ
ぬが、これはもちろん従来の流通資金の
一般金利で行く、こういうふうにお考
へております。

○金子委員 ただいまの答弁を聞いて
みても、いかにこの問題に對して研
究が薄いかということがはつきりわか
ります。大體自由経済になつて、系統
機關を通して上からそれに対して資金
を供給するといふようなことをきめた
とするならば、それは全然問題にな
らぬ。なぜならば肥料を／＼と

い。肥料は現在事實上、統制を解くと
同時に、その販売というものは、系統
機關を通らないことになつておる。系
統機關を通すなら、農の販連なら販連
を通して全販連を通してのことに對して
は、資金ルートをつけるということに
なると、直接單位組合から市場に供給
するものに対しては、資金手当は全然
ないといふことになる。(それは逆だ
よ)と呼ぶ者あり)逆じやないのです。
自由経済になれば、地方に買取りも
買継ぎもできて参ります。そうする
と、系統機關を通すものに限つて資金
を供給するといふことであれば、相当
量といふものが資金のない販売事業を
やらなければならぬのであります。

その点におきまして、協同組合が非
常に弱体化することははつきりしてお
るのであります。この問題は、私は今
の答弁では納得できません。

その次に貯蔵資金であります。協
同組合が農産倉庫に貯蔵した場合の、
資金の貸付に對する具体的な方法をひ
とつ伺いたい。

○東畑政府委員 今の金利につきま
しては、大體一般金利並だと思つて
は、大體二銀六厘じやないかと思
つて、だから末端で二銀六厘じやないかと思
つて、それからサイトは六十日とい
うようにきまつております。貯蔵と言
いまして、価格が非常に不安定だと
言いますが、政府としましては、たび
たび申し上げますように、一つの幅で
やつておるのであります。長く貯蔵を
してその値が上がるというものはあり
ませぬ。六十日のサイトをつければそ
れで回転して行くのじやないか、こ
ういふふうには政府としては考へてお
ります。

○金子委員 昨年度の政府の食糧費用

で持ちましたところのプール運賃は、
小麦を仮定しまして、小麦一俵当り幾
らつておりますか。

○東畑政府委員 四十四円七十六銭で
ございます。

○金子委員 小麦一俵に對して四十四
円七十六銭といふのですが、この点
は、過去においてこのプール運賃とこ
のプール運賃を一手引受けしている日
通との関係において非常に疑問な点も
たくさん出ておりますし、この契約自
体に非常な不合理性がある。その証
には、地方庁においても、常に日通と
食糧事務所との関係でい／＼な問題
を起しておる。これを見ても明らか
なものであります。本年度の政府買入れ
の麦あるいは外麦に對する運賃プールの
やり方、あるいは今までのプール運賃
の日通との契約その他において、どこ
に欠陥があつて、それをどう改善しよ
うとしておるか、具体的に説明願いた
いと思つております。

○東畑政府委員 プール運賃の中に二
種類ございまして、県間輸送の問題と
県内輸送の問題があります。県内輸送
の問題につきましては、食糧庁とい
たしましては、なるたけ日通以外のと
ころを大いに活用してやることの方が
安くなるというふうに考へておりま
す。県間輸送になりますと、結果とし
てはどうしても日通にやらせておるわ
けであります。われ／＼といたしまし
ては、県内で移動するもの等につき
ましては、なるたけ農協その他の運輸
機關等を活用することによつて、より
合理化できるのではないかと、そうい
う方面に重点を置いて運賃の合理化を
して参らう、こういうふうには考へて
いる次第であります。

○金子委員 今度の運賃ブールは、今までの方式のように、工場第一主義のような形、要するにお金をすえてやつて食べさせてもらうというような形から、もつと政府自体のブールを落して、主要な一つのブロットにまで政府は運ぶが、あとはそこにおける入札等においてやつて、このブールの費用をもつと減額すべきだと思いますが、そういう考え方はありませんか。

○東畑政府委員 県内については、私も御趣旨に賛成であります。そういう趣旨でなるだけ運賃を少くするように努力したいと思っております。

○金子委員 このブール運賃と日通との関係につきましては、全国的に非常に問題を起しております、この問題は生産者に対しても、消費者に対しても非常に悪い影響を及ぼしますし、官僚統制の結果がこういう結果を来しておるのであつて、これは非常に悪い結果であると思つて、しかも今年麦の統制を除きましても、国家が買い上げた麦に対しては完全に管理するので、この問題は継続されますから、十分注意していただきたいと思つて、それからその次の問題といたしまして、かりにこれだけの外麦に対して百七十億内外だと思つて、その上に今度法律が通つたならば、若干外麦に對しても補助金—正式な補助金とは名づけなくても、結果においてそれと同じ金を支出しなければならぬことにならば、二百億からの血税による金を麦食糧のために費すということになるのであります。こういう場合に、政府から麦類の加工業者に対して拂下げ、第一次加工、第二次加工、卸、小売というふうな商業過程を経るので

あります、その過程においては、政府は幾らマージンをとつてもやむを得ないのだ。放出によつて操作して行くのだという考え方は、理論的に矛盾がある。やはりその最高の工費なり、最高のマージンというものは、一応末端に行くときは抑えるべきだ。自由な価格で政府が価格操作の上この血税を使わなければならないのでありますけれども、それを使つて以上、政府の手から離れた以上は、純然たる一商品としてマージンの自由、工費の自由というふうな形をとることは理論的に矛盾があると思つて、それに対する見解はどうでありますか。

○東畑政府委員 これもたび／＼申し上げておりますが、麦に関する限り、政府が輸入を管理して相当量を把握しております。しかも小麦粉の見通しを六箇月先まで手当をしてやつておられます、必要に応じて相当量を拂い下げられるという確信があるのであります。その原料と商品の有効需要の見合のの問題だと思つて、有効需要等は今日のCPSでござらんのように大体頭打ちで、マル公と実効価格が大体同じでありますので、需要というものは頭打ちである、こう実を考へておるのであります。従つて相対的原麦の数量調整をやることによつて、中間団体がより不当なマージンをとるといふことは、麦自体は考へられない。ただ若干の委託加工制度は残しまして、これは消費組合であります、そういうものについては隨意契約でやる。こういう制度を残して行けば十分じやないかと実は考へておるのであります。

○金子委員 私のお尋ねしておりますのは、そういうふうな問題につきましても、政府が財政支出をして価格調整しておるものが、政府の手から離れた以上は、末端に行くまでにおいては自由だというシステムに対しては理論的に矛盾はないか、こういうことなのであります。政府がたかさん出すから多分そうはならぬだろう、こういうことを伺つておるのではないのであります。その点もう一度……。

○東畑政府委員 輸入補助金は消費者のための金でございます。従つて輸入補助金は原麦に出しておるわけでございます。末端の第二次製品、第三次製品が非常に高くなつておる、これは消費者のためにならぬということになります、そういう理論は成り立たないであります。今日の管理方式で参りますれば、その輸入補助金は必ず消費者のためになる輸入補助金である、末端のクーポンがなくなりましたもこの本質はちつともかわらないというので、これは政府部内でも一致しておる見解でございます。

○金子委員 今度そういうふうなことは手放して置く、それは量で調整するからおそれなくならぬだろう、今答弁の中にも若干うかがわれたように、こういう御見解であります、私は理論的にはそういう考へ方は違つて思つておる。その証拠には、今度粉は需要量だけ政府が出すから、それでよろしいということになります、かりに粉なり粉から来る製品というものを、自由競争で予定の価格を越えないようにならば置きましても、その一方において、最近畜産奨励その他において畜産が非常に増殖されておりますので、製粉会社は、現在もそうであ

るように今後においても、その粉の競争販売のしわ寄せを、農民が非常にこがれておるところのえさに持つて来るということが予想されないかどうか、その点の見解をお尋ねします。

○東畑政府委員 加工賃とふすまの見合の問題であります、えさに關する限りは私の権限外でございます、えさに關する限りは権限内だ。それが工場で二つにわかれたときには、それはおれの知つたことじやないからというふうなあなたの考へ方、政府の手から離れてしまつたらおれの権限じやないということ、理論上遠いはいないかという問題なのです。そういうあなたの言葉だから、放任しておることに対して理論上正しいかどうかということなのです。

○東畑政府委員 ふすまの問題はいろいろ御案があるようでありまして、私は自信がないということでありまして、自分でこれはしやべる権限がありませんので御遠慮申し上げたのであります。ふすまはふすまとしてまた合理的にやればよいと思つて、

○金子委員 その点は長官は権限外だ、そうでありまして、権限の中にある農林大臣にお伺いします。

○廣川國務大臣 その点を心配いたしまして、興野党で今せつかく案を練つておるようなわけでありまして、あなたの御承知の通りであります。(大臣はどうかと呼ぶ者あり)興野に屬しておる私であります。

○金子委員 次は拂下げに關する問題であります、従来原麦の拂下げといふものは、大麦にはそれ大きな問題も

ないのであります。小麦の場合は大体におきまして大型製粉といふものが製粉クラブといふものをつくりまして、その製粉クラブといふ一つのグループが、食糧庁を対象にしていろいろの政治折衝その他に當つておる、その大型グループといふのは一体何パーレル以上のものがグループになつておりますか。

○東畑政府委員 パーレルは記憶しておりませんので調べておきます。

○金子委員 これは非常に重大な問題でありまして、大型製粉といふものが、かつて自由経済のときには資本主義的な一つのトラストを組んで、これが百姓を悩ました。統制経済下においても、この人たちが一つの特権階級のような形をもちまして、政府と特殊な契約を結んでおることは事実であります。たとえば大型製粉に対しては輸出工場としての拂下げをする、その他の工場に対してはそれをしてないといふような差別待遇をしておつたのであります。自由経済に移行したときに、再び元の形のトラストを組んで結束して行くということになります、これは中型あるいは小型の製粉業者を悩まして、あるいは同時に農民を圧迫する傾向が再び出て参るのであります。それに対してなお具体的に説明いたしますと、敗戦後製粉工場といふものには、全国的にかつての大きい資本をバックに持つておつたところのいわゆる製粉グループといふものと、製粉グループ以外の中型程度の一五五程度のもので、但しこれはいわゆるどんでん返し式の粉のひき方でなくして、はつきりといふ用途別に仕分けのできるような、言

いかえれば一工場に対してダイヤグラ

ムが一貫した工場がたくさんできておるのであります。これらの工場には大型製粉と同じように、パンならパン、うどんならうどんというように、硬質小麦なら硬質小麦というように使い得るような機能を持つておる工場がたくさんあるのではありません。それらのものも機会均等の形において、政府は今後拂下げ等を取扱ひ得るかどうかという点を、お聞きしておきたいのであります。

○東畑政府委員 製粉工場に大きいものと小さいものが非常にありまして、これをそのままの形で撤廃をいたしますと、金子さんの言われますような問題が生じますので、政府といたしましては、当分割当売却をいたしますというのをたび／＼申し上げておるのであります。だから中小企業等にはもちろん合理化をしていただかなければならぬのであります。合理化等が進行する度合いによりまして、やはり随意契約で割当売却をして操業度の維持をはかつて行きたい、実はこういうふうな考へておる次第であります。

○金子委員 たいまの拂下げに關して関連性を持つものであります。政府の持つ硬質特殊小麦の拂下げを相当限定しておる。従つて今度のこれらの製粉というものは、内地表だけでは特殊粉というものをつくることはできない。そこでどうしても硬質小麦を若干配合しなければならぬ。従つて量だけが均霑したというだけでは機会均等になりませんので、各工場に対して実績ということをおなは今おつしやつたけれども、特殊小麦は今大型製粉が独占しておるような形でありまして、特殊小麦というものをもう少し一

緒に今のような考へ方で考へてもらへるかどうか。

○東畑政府委員 現在特殊小麦だけは委託加工をまだいたしておるのであります。将来統制が解けました場合に、中小企業等にこれが均霑いたしましたように、需要等を考へまして、考へたいと思ひます。

○金子委員 とさ／＼あなたの答弁の中に委託加工という問題が出るのであります。どうして委託加工をしないか、理由を御説明願ひます。

○東畑政府委員 将来の制度といたしましては、委託加工は原則じやございせんが、炭鉱等で地域が非常に山奥にございまして、あるいは不便な所で精製等をやつてもらいたいという要求がございまして、そういう場合におきまして、原麦でなく製品輸送をしてほしいという場合が多いのであります。そういう場合の制度として委託加工制度で、製品を運んだ方が便利であるということをお考へしまして、これを継続したいことが一つあります。それともう一つは、災害等の場合にやはり乾パンでありますとか、乾めん等を災害地に至急に送らなければならぬというやうなことがあります。これも食糧庁が若干災害用に備蓄いたしておくと便利であるというように考へまして、そういう制度を残しておくわけでありませぬ。

○小林(連)委員 私はこの際議事進行に關して、本委員会の議事のやり方並びに政府の答弁の誠意について緊急動議を提出したいと思ひます。先ほ

特に組合に対する金融の問題については、非常に重大な質問だとわれ／＼は考へております。それに対して政府の答弁は実にあいまいで、何を言つておるか分からない。こういうことで、この重要な法案の審議を進めることはできないと思ひます。そこでこういう重要な問題に対して、政府がはつきり答弁できるまで、われ／＼はこの委員会を休憩したいと思ひます。この緊急動議を提出いたします。

○松浦委員長 本委員会は常に理事会を開きまして、非常に公正な、能率の上る運営方式をとつておることは小林君も御承知の通りであります。このまま継続したいと思ひます。政府はなるべく誠意をもつて答弁をせられるように願ひます。

○小林(連)委員 私は先ほど申しましたように、政府はこの金融の問題について、もつとはつきり答弁ができるなら、継続してもいい。答弁ができませんか。できたら、納得するまでやつてもらいたい。

○東畑政府委員 金融の問題に關しましては、先ほど申し上げましたように、農林中金の一般の貸付金利と同率で貸付と申し上げたのであります。だから單位協同組合としては日歩二銭六厘というのになつております。そういうことを申し上げたわけでありませぬ。その財源を国庫余裕金から中金を通して貸す。但し單協の買取り販売には出さない、委託販売に対して貸付をする、こういうことになつております。

○金子委員 これは皆さんは單位組合をおやりになつておらないから、はつきりした方法はないとおつしやるかもし

れませんが、借りる現実のわれ／＼の立場になつてみると、このくらい疑問になることはないであります。ですからこの問題は、結局あなたの説明は、ふすまのことは管轄外とは言えませんが、金利のことはあなたが言うことではないのです。ですからあなたに中央金庫なり金融機關なりその貸付金なりについて、はつきりしてありますれば、これは説明ができるのであります。けれども、そうでない限り、現実に仕事にあつたつての具体的な説明は、どうしても納得するまでにできないのは無理がないのであります。でありますからこの点に対しては、いかに貸す貸すといつても、借りられないような形式があつたのでは、まったく何もできませんので、この問題については、私はもう一歩踏み下げると思ひます。先ほど申し上げたように、しばらくおくとすることにいたします。

それからこの麦の統制撤廃後の拂下げ形式等において、たいまの答弁によりまして、政府は大型製粉中心主義というのに対しては、そういうふうな考へないといふことをはつきりと御答弁いただきましたので、この点は納得いたすものであります。

そこで最後に申し上げますが、ただいま申しましたように、末端組合に対する金融の問題、これは非常に重要な問題であります。これが一つ。それからもう一つは、かりに昭和二十五年、六年の平均価格をもちまして買上げ価格を決定して、現在の価格水準以上上げないといつたときに、およそ政府の管理のために、すなわち内地麦のためにどのくらいの赤字が食糧は出る

予想であるか、これをお聞きいたします。

○松浦委員長 ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

質疑を続行します。金子與重郎君。

○金子委員 今度の統制解除の後に来る影響力というのに対して、政府と私どもと見解が違ふ点がある。あるというその大きな点は金融問題なんです。政府は八百万石買ひ入れる予定であるから、それに相当する米穀証券を出せる。だから資金はあるのだということを答弁しているのではありませんか、それを私どもはわからないと否定しているのではないのです。資金がで

ながらそれは全販と中金の間において資金の貸付をすることになつていると言ふけれども、全販の立場は泉販と全販連を通してそれが政府へ行くといふ一貫されたものに対する資金の問題を言つておるのであります。そこに政府の買上げ価格と市場価格との開きの關係上、市場価格の方が政府の買上げ価格よりも高かつた場合には当然政府には行かないし、系統機關にも通らないのであります。そこでその系統機關に通らない、政府にも行かないものに対する資金のあり方は、それも貸すんだというのを今自由党の諸君も政府も言つておるのであります。それを貸すんだ、そういうものを私どもはかつて借りたことではないのであります。だから今度はどうな形式でそんな金が貸せるかということ、どうして

どもが一單位組合長になつて納得する
という立場に行きませんと、この問題
は私は将来に非常に大きな問題として
残つて来ると思つてあります。それ
を私は言うておるのであります。会
議の三十分、一時間でこの問題を片づ
けるべき問題ではないかというのを私
は言うておるのであります。どうぞ金
融機関を呼んでいただきまして、金融
機関の専門の立場からこれを具体的に
に、こういう規定によつてこういう回
收方法をやるのだということを説明し
ていただきたいのであります。

○廣川國務大臣 末端の單位協同組合
が納得して行くような金融の方途を講
じてくれということでありまして、こ
れはわれ／＼の方と大蔵省の方で相談
をいたしまして、今まで育成して参つ
た協同組合をどこまでも育成して行き
たいという意味からいたしました。政
府の金を預託いたしましたして、中金を通
して末端まで流すようにすることはた
びたび言つておる通りであります。こ
れ以外のものに対しても、そういうふ
うな方途を講じてくれ、このことにつ
いて具体的なことを明示してほしいと
うことであります。先ほど来食糧庁
長官から申し上げておる通りに、これ
はその点までわれ／＼は十分に検討し
てやつておるのであります。具体的
なこまかい末端の貸付指定とも申し
ましようか、そこまでは私まだ承知い
たしておりませんが、しかし責任をも
つて政府はそこまでやりたいと考へて
おるようなわけでありまして。

○松浦委員長 金子君に申し上げます
が、中金の監督の立場にある農林大臣
から、責任を持つてその問題を解決す
る、こういう御言明がございましたか
ら御了承をお願いいたしましたと思いま
す。
本案に対する質疑は大体この程度で
終りたいと思つておりますが、御異議ありま
せんか。
〔異議なしと申す者あり〕
○松浦委員長 これにて本案に対する
質疑は終了いたしました。
この際お知らせいたします。先ほど
小林運美君外三名より、自由党及び改
進黨の共同提案にかかる修正案が提出
されております。その内容はすでに各
位のお手元にお配りいたしておきまし
た通りでございます。
これより本修正案を議題といたしま
す。提出者の趣旨弁明を求めます。小
林運美君。

食糧管理法の一部を改正する法
律案に対する修正案
食糧管理法の一部を改正する法律
案の一部を次のように修正する。
第四條ノ二第二項中「米価其ノ他
ノ経済事情ヲ参酌シテ」を「米価其ノ
他ノ経済事情ヲ参酌シテノ再生産ヲ
確保スルコトヲ旨トシテ」に改める。

○小林(運)委員 私は本法案の審議を
進めておりましたところ、この長年続い
て参りました食糧管理法の今回の政府
の一部改正の法案は非常に重大な改正
でございますので、われ／＼は慎重審
議をして参つたのであります。われわ
れがこの食糧管理法を統けて参つた理
由はいまさら喋々するまでもございま
せんが、最近の食糧事情は政府の御説
明のようにそう簡単な安易なものでは
なくて、ますます重要な度合が深まつ
ているとわれ／＼は感じます。なおそ

の裏づけとしましては麦はその四分の三
を輸入にまつておる情勢にあり、これ
に對して政府は百數十億の輸入補助金
を出しておる現状にありまして、翻つて
われ／＼は食糧事情を考へてみます
と、世界のいろ／＼の事情等を勘案し
まして、そう簡単にこういう問題を解
決すべきでないと思つておりました。
しかるに政府は今回この修正案を出し
まして、今まで続けて参りました割当
供出の問題並びに配給の面を麦に限つ
てこれをはずしまして、内地麦に對し
ては無制限にこれを政府が買入れると
いう改正なのであります。これらに
關しまして一番重要な点は、内地の麦
生産者に對する政府の買入れ価格の問
題であるとわれ／＼は考へるのであり
ます。昨年度の麦の買入れ価格を見ま
すと、この麦の生産者に對してその生
産費を保障する価格で買入れており
ません。従ひまして最近における麦の
生産者の生産額というものはどん／＼
減つて参りました。こういう事実を
基きまして、われ／＼は全面的な食糧
の自給度を高めるという点におきまし
ては非常に憂慮いたしておるのであ
ります。従ひまして今回のこの法案に
よります麦の自給度を高めるには、ま
ず第一に政府が買入れの買入れ価格
は、生産者が納得する、再生産を保障
する価格でなければならぬと考へるの
であります。御承知のように麦作は、
その生産地によりまして生産費の差額
は非常に幅が広いのであります。全
体的に見ましても麦作は米作の裏作と
しまして、ほんとうに犠牲的に農家が
食糧の増産をしておるのでありますし
て、さういふ面から考へまして、今回
この割当をやめると、経済の原則に

従ひまして———そういうまでも農家が
ただ困るために犠牲になつておると
いうことは、これはだれが考へても
無理なことでありまして、経済の原
則に従つて農家の収入にならないも
のはつくりぬということになるのであ
ります。これは明らかなことでありま
す。そこで今後とも食糧の自給を政府
もわれ／＼も考へておる以上は、完全
に農家が利益をもつてとにかく生産を
して行けるだけの保障をする価格をこ
こにはつきりきめて行かなければなら
ぬと思つておるのであります。さうい
ふからいまして、われ／＼はできる
ならば対米比率においてこの価格を法
律に明示したいと考へておりましたけ
れども、諸般の事情から法律の中にこ
の買入れの麦価をきめるという段階に
至りませんので、われ／＼はさうい
ふ趣旨から本案の第四條を修正いたし
たいと思つて、ここに修正案を提出
する次第でございます。

以上を考へて、われ／＼の方にお
きましてつくりました修正案を一応朗
読して御賛同を得たいと思つてあり
ます。朗読いたします。
食糧管理法の一部を改正する法
律案に対する修正案
食糧管理法の一部を改正する法律
案の一部を次のように修正する。
第四條ノ二第二項中「米価其ノ他
ノ経済事情ヲ参酌シテ」を「米価其ノ
他ノ経済事情ヲ参酌シテノ再生産ヲ
確保スルコトヲ旨トシテ」に改める。

○松浦委員長 ただいまの修正案に對
しまして質疑の通告があります。これ
を許します。竹村奈良一君。——竹村
君に御注意いたしますが、理事會の
申合せでございますから、簡潔にお願
いいたします。
○竹村委員 私はいろ／＼質問いたし
たいと思つておりますが、今委員長からの注
意もありましたので簡単にいたした
いと思つております。
まず第一に、今度の修正案を見ます
と、「麦ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨ト
シテ」というふうになつておるのでござ
いまして、そこで麦の再生産を確保
するための再生産費ということになり
ますと、私は従来本法案を通じて審議に
当りましたときに、政府からの提案と

比べきすならば、今までの麦価格決定に對する政府の方針は根本的に違ふと思つて居る。従つて私がまず提案者にお聞きしたいのは、提案者の今の説明を聞いておきまして、再生産と抽象的にきめてあるけれども、その裏に重大な言えない大きなものを持つておると言われておるのであります。従つて私は、再生産を確保するということが、少くとも再生産を償うところの麦価の決定であると思つて居る。そのことは先ほど申しましたように、政府の今までの答弁と非常に大きな違いがあります。そこで私はまず政府に聞きたいのは……

○松浦委員長 ちよつと竹村君に御注意いたしますが、提案者に御質問願います。

○竹村委員 それではまず提案者に伺います。この再生産を償うために麦価を決定する場合におきましては、まず今日の農村の労働力あるいはその他諸般の事情を考慮すべきであるということになりませんが、そういったと農林省の統計なんかで見ますと、二十六年度の麦は大體一石八千四くらいいつのでございませうけれども、そのことを基礎とした再生産を償うための修正案を出されたのでございませうか。この点をはつきり聞いておきたいと思つて居ります。つまり現在の統計面から見ますならば、一石八千四くらいいつのでございませう。これは全国平均の値段でございますが、地方別にいたしましたならば、各県その他において地方別々に生産費は違ふのでございませう。そういったと地方別々に再生産費として麦の買上げ価格をきめられ

るのか、この点を伺つておきたいのであります。

○小林(運)委員 提案者としてお答えいたします。われわれは本法案の審議にあたりまして、政府の答弁を聞いておきますと、われわれの買入れ価格に對する考え方とずいぶん相違して居ります。さういふ意味で先ほど私が趣旨弁明をいたしましたやうな考え方から、再生産を確保するというやうな意味でやつたので、今まで政府が答弁したものとはずいぶん内容においては違ひます。それから竹村君のたゞいまの御質問にありました、麦の生産費を全国別にすることをいふことではあります、さういふことは事実上不可能でございます。や、大體全国の平均ということにわれわれは解釈いたしておるのであります。

○竹村委員 私は実は修正案が可決されました後における政府の態度を聞いておかなければ、この修正案に對する提案者の説明だけを聞いておきますと、非常に不安でならないのでございませう。しかし政府の答弁を求めましたところで、おそらく委員長はさせないだらうと思つて居るので、提案者にもう一回だめを押しておきたいのであります。全国平均として生産費をきめる。そうすると、農林省なんかの統計に出しておきますところの二十六年度では一石八千四、そのくらいになると承してさしつかえございませうか。

○小林(運)委員 政府はどうかうぶうに答弁したか私ははつきり覚えておりませんが、私が先ほど申し上げましたように、全国平均といふのはどこまで

も全国平均でございまして、全国平均に裏表はないと私は考へて居ります。

○足鹿委員 閉連しまして提案者にお伺ひいたしておきます。たゞいまの竹村委員の質問に對してきわめて漠然とした答弁がありました。ここに「再生産ヲ確保スル」といふ言葉が使つてありますが、問題はこの確保する手段についてであらうと思つて居ります。従来農民団体あるいは農業団体がしばしば民生的な食糧管理法の制定をめぐつて要求をして来たことは、すなわちこの確保の手段がきわめて不明確であるからこそ、いわゆる食糧法の一部の中に、あるいはその算定方式については、生産費を中心として経済事情を参酌し、あるいはパリティを勘案して、さういふやうな表現をもつて要求をし、これが決定方式については米価審議会の議決を経て當然きめられるべきものである、こゝういふ主張を全国の農民団体は明らかにし、そして提案者の所属せられる改進黨の代表も、先般の全国農民大会に出席になりまして、この大会に對しては全面的な賛意を表しておいでになるはずなのであります。従つてこのやうな「再生産ヲ確保スル」コトヲ「旨トシテ」といふやうな抽象的な誤解を生じやすいやうな修正案を出されるよりも、むしろ算定方式については生産費を中心とする、あるいは決定方式については米価審議会の議決を経るというがごとく、今まで明確でなかつた点を明確にして行かれることが、ほんとうのこの修正案の趣旨ではないかと私は思つて居ります。何ゆゑにこのやうな抽象的な言葉によつてこの修正案が提出をされておりますか、また同時にこの「旨トシテ」といふこと

は、一体どういふことを旨とするのでありますか。きわめてその内容が漠然としておりますので、もう少しはつきりさしていただきたいと思います。

○小林(運)委員 お答えいたします。たゞいま足鹿君の御質問であります。足鹿君の御主張になりましたやうに、全国の農民大会における農民の要望といふものもわれわれ、全面的に賛成をいたして、本修正案を出したのであります。ただその修正案の字句においては「再生産ヲ確保スル」コトヲ「旨トシテ」といふ、旨といふ意味が足鹿君の御不満の点のようでありませう。私も多少さういふことは考へますが、さういふ意味におきまして私は先ほど提案理由の説明の最後に、この旨とするといふことは非常に重大な意味を含んでおるのであります。この問題については、私は後刻これをはつきりいたしました。と考へて居るのであります。

○松浦委員長 他に御発言がなければ、引続きこれより原案及び修正案を一括して討論に付します。討論の通告がございませうので、順次これを許します。遠藤三郎君。

○遠藤委員 私は政府の提案にかかると食糧管理法の一部を改正する法律案並びにたゞいま提案されました修正案を一括いたしました。自由党を代表して賛成の討論を行うものであります。

統制解除の問題につきましては、巷間ややもすると自由党に對して非常にかんでも自由党は統制をはずせばいいのじやないかといふやうなデマが飛んでおりますが、今日自由党のとつてお

りませう政策は、そんなばかげた政策を

とつておるのではないのであります。新しい時代に即するやうな、しかも實質的な内容を持つ統制方式といひますか、自由主義経済をわれわれは主張しておるものであります。この麦の統制解除の問題については、われわれの考え方の端の一つの現われとして、おそらく今日この問題について、われわれの統制方式といふものに大多數の國民が賛成して居るということも私も確信しておるのであります。そこでたゞいま統制解除の点について反對がある繰返されて参つたのでありますけれども、この統制の問題については、戦争の前及び戦後の六箇年間を通じて前後十数年にわたつて、この統制に對する怨嗟の声といふものが全國民からあげられておつたのであります。特に生産者の方面からは、この統制をやるために非常に生産を減退せしむる。しかもあの戦時中の食糧の苦しいとき、及び戦後の食糧の苦しいとき、農民は増産をしなければならぬのに、この統制の結果は漸次縮小生産を繰返しておつた。たゞいま改進黨の小林君からの議論の中にもありましたやうに、だん／＼生産が縮小されたのではないか、このことはもう周知の事實であります。農村の方におきましても、すみやかに統制をはずしてもらいたいといふことは、全国六百万農家の一致した希望であつた。しかも消費者の方面からいいますと、これまた非常に大きな不満の声がもたらされておつたことは、皆さん御承知の通りであります。このために家庭の主婦は不要な労働力を行列のために使つておつて、ほとんど家庭では進歩的な新しい仕事をし行くその余裕さえもない状

態になつておつた。この統制をすみやかに解除するということは全国民の要望であつたのであります。われわれも自由党といつたしましては、すみやかにこの統制を解除することが、年来の主張であつた。たゞ今日におきまして、私どもはこの統制解除の法案を出しましたところが、これに対していろいろ議論をしておる。しかし世間においては麦の統制などはまだはずれておらなかつたのかというような声もあります。今統制を続けなければならぬというような議論を聞いておりますと、一つとして肯けるような議論がない。おそらく国民はこつけない議論をしておると笑つておるのではないかと思ふ。そこでその議論について、時間の関係もありますから、二、三簡単に反駁してみたいのであります。

この麦の統制を撤廃することによつて、外国の農業と接するようになるから、日本の農業は非常に大きな打撃を受けるのではないか、こつて議論がありました。これは事実であります。が、であればこそわれわれは、この点について非常にこまかい注意を拂ひまして、日本の農業と外国の農業との生産の条件等を考へて、裸で接触するということを極力避けて、日本の農業の自主性をそこなわぬような計画をはつきりしております。これは外国の麦類の輸入については、特別会計が一切これを買ひ上げる。そうすることによつて価格の点においても、数量の点においても直接日本の農業を圧迫しないような政策がちゃんとできておる。この点についての反対の諸君の心配はまったく無用であります。さらにまた第二の問題としまして

は、米の統制解除と関連する問題について何べんも議論がありました。もしこの麦の統制を解除するならば、引續いて米の統制も解除するのではないか、こつて議論がありました。が、政府も再三言明しておられるように、麦の統制解除の問題と、米の統制解除の問題とは別問題であります。ところがこれに対して反対の諸君は、米と麦とは同じではないか、こつて議論をしておられます。米と麦が同じだといふ議論はまったくもつてのほかに議論でありまして、米は米、麦は麦、まったく別のものであります。主食として食ふ意味において米と麦が同じだといふならば、それではまづまいも同じであります。雑穀も同じであります。その関係をどう考へるかというこつてはつきりした解答がない。私どもは麦と米とはまづまづ事情が違ふと思ふ。農林大臣もしばしば言明しておられますように、米の統制解除の問題については、これとは無関係に慎重に考へて行く、このことははつきりしておられます。国民もこの点については安心されてよいと思ふ。しかし麦の統制解除の問題については、今日の国内の供給の点から考へましても、十分な供給の確保がはつきり得られないことになつて来た。ところが供給問題については国内だけの生産のことばかり考へて、海外からの供給のことをまづたく忘れた議論が行われておつた。供給は国内だけのことではないのであります。今日においては、海外から持つて来るものも供給量として考へなければならぬ。麦の問題は国内の供給と海外の供給と合せて、もう必要な数量はちゃんと確保するようにできておる。これはもう全然心配がないのであ

ります。ところがこの点について反対の諸君は、金がないじやないか、こつて議論があるのではありませんか、しかしこの点については、その前提たる議論は、もし統制を解除すれば国内の消費が非常にふえるのではないかといふ議論であります。これは逆であります。今日の事情から見てもはつきりしておるわけでありまして、消費はふえはしない。むしろ国内は自由になつて、もつぱらその生産の増強をやることによつて生産がどん／＼ふえて行くわれわれは麦の統制の問題について、あくまで生産を確保し、増産をすることに主眼を置いておるのであります。言うまでもなくこの統制の問題は、これは分配主義であります。統制主義は分配主義であります。生産を確保するためにはどうしても自由経済にしなければならぬ。自由経済以上に生産主義はないのであります。その見地からわれわれは、この際供給量の点から見ましても、国内の供給と海外の供給とを合せて考へる。しかも今後外貨を支拂ふ金額を少くするためにどうしん生産をする、そつて建前上どうして統制はすみやかに解除しなければならぬといふ考へ方を持つておるわけでありまして、本案についてなお一つ大きな問題になりましたのは価格の問題であります。統制を解除いたしますと麦の価格は非常に下りはしないか、こつて議論があります。しかしこの問題については、政府もしばしば言明しておるやうに、八百萬石、要すればそれ以上の麦類を一定の価格で政府が買ひ上げらる。この価格の支持政策ははつきりしたものであります。これ以下には農民の販売価格は下らないといふはつき

りした線を出しておるわけでありまして、しかもそれ以上に高く売れるならば、農民は幾らでも自由に売ることができる。農民の側からいいますと、これ以上いい政策はないと思つて、こつて統制解除が農民の不利になるといふ議論は、まづたく当らない議論と思ひます。ところがさらに統制を解除することによつて、思惑によつて麦の価格が暴騰しはしないかといふ議論があります。この議論のごときは、日本の今日の消費経済の事情をまづたく認識しない者の議論でありまして、おそらく英国あたりの資本主義のあの教科書を直訳しておる議論ではないかと思ふのであります。日本の資本家は問題にならないのであります。これらの資本の占める割合は、国家的な資本に比べてきつめて微々たるものであります。この議論もまづたくとるに足らないのであります。ことに消費と生産上の点から申しますと、麦の統制解除によつて消費量が減つて生産量がふえて行く、こつていふようなことがはつきり言えると思ふのであります。私どもはすみやかに統制を解除し、本来の日本の農業の姿に戻して行く、しかも生産をどん／＼拡大して行く、その方向に進むべきものであるといふことを確信する次第であります。

特に本日の、最後の委員会におきましても、資金の問題についていろいろ議論がありました。この問題は、私ども政府と一体である自由党として、最も大事な問題としてこれを扱つて参りました。政府はすみやかに資金の獲得についての具体的な対策を講じなければならぬといふことで、大蔵省あるいは中金当局、農林当局等において、数日にわたつて検討して参つたのであります。その結果八百萬石の政府買入れ資金についての心配は全然ない、その資金の流し方については農協の要望に沿つてやつて行く、こつていふことがはつきりきめてあるのであります。あるいはまた倉庫の問題等についても、倉庫が不完備のために取引関係に混乱を生ずるようなことになつては、農村のために非常に不利なことになるので、今日の予算におきましても、十二億円の資金をこれに投することによつて倉庫の整備をはかることになつておられます。これらの問題を一々考へて参りますと、今回の統制解除の本法案については、もうほとんど議論の余地はない。私はすみやかにこの法案を通過せしめて、そつて麦の統制を解除することによつて日本の農村を本来の形にもどし、生産の増強に進むようにしなければならぬと思ふのであります。

以上簡單でありますけれども賛成の討論を終りたいと思ひます。
○松浦委員長 金子與電郎君。
○金子委員 本法案につきまして改進黨といつたしましては、当初から無條件に近いような形において統制を解除することについては反対して参つたのであります。が、こつて三日の折衝において、本年度の価格形成の形において、次に會議に付されるこつての決議を政府が確実に守つて行くといふことであるならば、現実の弊害といふものが出て来ないのではないかといふことを考へまして、ただいまの法案と同時に、次に出る決議案に対して政府がはつきり明言し、そつて統制解除によつて農村経済に大きく影響を及ぼさない、

こういふふうな結果が得られますことを条件といたしまして賛成いたしたいと思います。

この問題につきまして、ただいま自由党の方から統制撤廃という言葉が非常に強く出ておりますが、この統制撤廃ということは、内地の麦生産者の売渡し形式に対して統制を緩和したということなのであります。食糧全体の立場から行かば決して統制撤廃ではないのであります。なぜならば、四つのうち三つを国家が管理し、しかもそのために血税による百数十億の金を使つて管理しておるのであります。そうしてその四分の一に相当する内地の産麦農家の売拂いの方法を自由にしたということによつて、これを統制撤廃ということとは、理論上成り立たないものであります。それでありまして、私どもはこの問題に対し統制撤廃という見解をとつておりません。統制を続け、管理を続けたいと思つて、一つの買上げ方式というものを自由供出の形にするか、あるいは割当供出の形にするかという一つのテクニツクの問題がありまして、その点は自由党とはつきり私どもは見解を異にしておるものであります。

今度の法律改正によりまして、農民は非常に喜ぶだろう、ただぬか喜びをするだろうというふうなことでこの法律の改正が実施せられたならば、これは非常に問題が起る。と申しますのは、戦時中の統制以来農民は作付割当その他供出割当につきまして、非常に強引な供出をいられておりましたがゆえに、統制ということに対しては非常に不満を持つておるのであります。これは統制方式の悪かつたことがさうい

う結果をもたらしておるのであります。もしこの法案の実施の結果、協同組合その他の購買力というものが非常に減つて参りますようなことになりますと、なるほど末端の農民はどこへでも売れてよかつたというふうな感じを一時は持つと思つていますが、しかしながら次の段階に参りますと、今農業協同組合というものは農村の唯一の購買力の中心でありますので、これらの販売統制というものが自由経済に押されて参りますと、その販売資金というものが協同組合のルートを通らなくなる、ひいては肥料資金その他の再生産資材の貸付に大きな差跌が来るということが一つ。

もう一つは貯金の吸収率に大きな影響を持つて来るということ、これは重大な問題だと思つておられます。そこでこの協同組合の問題につきましては、協同組合がどうであろうと、農民は最低価格よりは幾分高く売ればいいではないかということ、これは成立したくないのであります。農村経済全体から行くならば、非常に影響を持つことを十分警戒してこの法案の実施に当らなければならぬということを、この際申し上げたいのであります。

次に、今統制をとつても四分の三の外は政府は依然として管理しておる。この放出によつて自由経済をほしいることを主張しているようでありまして、この法律運用にあつてこの点をうのみにしてはならないということ、注意したのであります。なぜならば、単位組合がこれを購買いたしますときには大きな資本力を持たなくては、かりに千戸の農家のうちわずか一人

二人の人たちが、検査の日に市場相場よりも損をするを覚悟の上で百俵か二百俵の買付けに對して、いわゆるいなかでいうところの花火を上げますならば、一気にしてその協同組合の買付というものは攪乱されるのであります。でありますから私どもが二十数年來農業組合以来やつておりましたも、自由経済におきましては、米麦の販売は組合の方に、あるいは定款によりまして一應委託販売を原則といたしておりますけれども、実際問題として、責任を持つて協同組合が買取り販売をしなければ、絶対に販売事業は伸びるものではないのであります。これは法の表面上とその実際の運用との違ひ点でありまして、これらの点をよく考慮いたしまして、この法の運用にあたり善処しなければならぬのであります。

さういふふうな点を勘案いたしましたときには、これを解決する方法といたしましては、後にいたします決議に對して私ども強く要求いたしますところの、政府が放出するときの価格と農民を保障する最低価格の価格差の幅を狭くする以外に道はないのであります。

金融の問題につきましては安心をされておりますけれども、国会議員が農林委員会へいくら安心をしても、末端の組合が借りられる形式をとつていなければ何にもならないのであります。これは単なる議論ではなく、教箇月の時間をかりかつたかということ、こちらの主張が正しかつたかということ、結果が離弁に物語るものであります。私どもは野党であるとか與党であるとか、そんなけちな根性でこの問題を論議しているのではなくて、この法律を施行したときにどういふことが出

て来るかということ、過去の経験、あるいはあらゆる角度から推して、欠陥のないように法律で善処することがわれわれの務めだからこそ主張するのであります。この価格差の問題を解決する点になりますと、自由党はこの問題につきまして、国家管理によるこの二重価格制は絶対にとらないという方針の上に立つておるのであります。が、しかし協同組合の育成として、この販売事業に習熟するまでの過渡期といたしまして、本年度は忍んで消費者価格を現行以上上げない、それから今年度の買上げ価格につきましては二十五年度二十六年度もしんじやくし、同時に生産費その他農因の關係も考慮しまして、そしてこの価格差をできるだけ政治的に少くきめるといふことが、この統制を解除する過渡期において最も重要なポイントなのであります。でありますからして、この問題が守られないということになりますと、私どもはこの法律案をここで審議賛成した大きな責任がつきまといつて来ることを御了解願ひたいのであります。私は單に政争の具として意見を申し上げるのではなくて、長い間農村の實地指導に當つております立場から、實際の問題を予測して申し上げておるのであります。ただいま私が申し上げることがさうであるか、あるいは自由党の諸君が統制撤廃を一気にやることだして共鳴して行くか、それは教箇月の後に、事實がはつきり裁判するのであります。どうぞさういふ点におきまして、私は遺憾ながら大勢といたしまして、確かに農民個々の立場において統制をとりたいという気持を持つておる

ことも事実であります。しかしながら全体としての農村問題と非常に大きな問題でありますので、政府はこの過渡期において、価格操作の上において十分考慮していただきたいということ、これを強く条件を付しまして、賛成いたすものであります。

○松浦委員 石井樂丸君

自由党におきましては、昭和二十四年米麦の統制撤廃という、その当時としてはできないところの政策を掲げまして、人心の慮に乗じまして奇勝を博したのであります。その後におきましても、何らかこれを糊塗しようといふことを中心としまして、昨年の秋における米麦の統制撤廃であるとか、あるいは供出役の一部販売等を申して来たのであります。その根拠は、遠藤委員は非常に確かな根拠のように申しますが、何ら根拠なく、單に政策の具に供したというにすぎなかつたのであります。今回米の統制撤廃ということ、申しておるのであります。その根拠を聞きますと、廣川農林大臣が再三再四述べると、配給辞退が多くなつたという点の一つであります。もう一つは、やみ価格と公定価格がほとんど大差なくなつたという点であります。さういふ状態であるから、もはや大小麦は統制撤廃の時期に至つたといふふうな申しておるのであります。しかしながらそれは單なる偶然的なる現象でありまして、大小麦の統制撤廃をするところの深き根拠をなすものではないといふことは十分に言ひ得るわ

けであります。統制撤廃が確実にできるといふ根拠は、国内食糧が需給の面においてバランスがとれるということの一つ、もし国内におきまして需給のバランスがとれない場合においては、海外からの食糧が継続的にかつ確実に輸入ができるということ、この二点におきまして統制撤廃は根拠ができるわけでありまして、国内における食糧のバランスはどうか、自給度はどうかであるかということにつきましては、われ／＼がいまさら論ずるまでもないのであります。海外から年間三百五十万トンの食糧を買い込んでおられるという事実によつても明らかでありまして、またこのほかに、政府として、今回小麦の統制撤廃をするという場合におきまして、国民に対する呼び声として、食糧増産十箇年計画を今度は五箇年に短縮するという政策をとりまして国民に訴へ、この根拠のもとにおいて食糧の統制撤廃はできるものであるというふうにお申しておるようなわけでありまして、国内の自給だけでは国民の食糧の安定は得られないことは一言を要しないのであります。そこで海外からの食糧の輸入確保が、どれだけの実効性があるかということが一番中心の問題であります。この点につきましては詳しく論ずるまでもなく、日本におきましては、昭和二十六年における貿易外収入が九億三千九百万ドル、こういう異常なる貿易外収入があつた。二十七年におきましても八億ドル余の貿易外収入がある。こういう点が大体日本の海外からの食糧買取り資金の裏づけをしておるわけでありまして、かかるにこの貿易外収入、こういう点は、われ／＼が論ずるまで

もなく非常に不安定な収入である。駐留軍が内地におられるということ、並びにいろいろな駐留軍の日本におけることろの特定の需要があるということ、朝鮮事変によることろの特需というふうなことに依存するのであります。これらの特需がないということになりますれば、日本においては外貨は非常に不足しまして、食糧どころではなく、棉花もあるいはガソリン等もほとんど買取りすることができないというふうな苦しい状態になることは明らかであります。こういう際に、政府において輸入は十分になし得る見通しがあるか、申しますが、その基礎は、御承知のやうに變態的な特需収入、貿易外の不当なる収入に依存するわけでありまして、これは何らノーマルな根拠ではないのであります。こういうふうな状態のもとで海外の食糧を輸入するということとでありまして、これはもし一変してこれらの点が収入の目的がなくなつたというふうなことになるならば、もはや日本におきましては、ほとんどその輸入の根拠がなくなるといふことは、われ／＼の説明をまつまでもなく明らかなる問題であります。この一番たよりにしては、今年の貿易の伸長度というものは、今年の一月におけることろの安本の輸出入の見積りが、もはやこの四月におけるところの安本の試算によりまして、予定がたいへんくずれて来て、今日におきましても二億ドルくらい減少するのではないかと、一月の安本の試算を改正するといふような状態になつておられます。そこでつじつまを合せようといひましたし

て、貿易外収入を少しふやそうといふやうな立場に出ているわけでありまして、いかに三百五十万トンの食糧を輸入することろの財源的な、資金面におきましての根拠が、薄弱であるかといふことは明らかであります。かようなことろの基礎の上に立つて海外から継続的に、そしてまた確実に食糧の輸入ができるかといふことを言うのは、砂上に樓閣を築きあるいは屋敷を築き、立つことろの海外食糧における安定性のもとに統制はもはや不用であるといふことは、われ／＼といひました。根拠であるかと思ふのであります。統制撤廃があり、そして自由であるといふことは、それは好むところでありまして、しかしながら食生活の重大であるといふこと、そしてこれに對しては国民に不安を與えてはならないといふこと、對しましては、食糧買入れの資金につきまして十分なる根拠と對策の立つた上でなければならぬ、その点からしまして統制撤廃といふものは無謀である、われ／＼はまずこういうふうにお申し上げたいと思ふのであります。

それからもう一つ申し上げたいことは、政府においては、麦の統制撤廃は、アメリカに十分依存できる、そしてまた米の方につきまして、これまた不安は何らないかといふことを大言壯語いたしておるのであります。が、再々この委員会において述べた通り、海外からの米の輸入は困難であるといふことは、根本特使を派遣したといふことでも明瞭にわかる。そして東畑長官が説明したごとく、米は一体どこから買つているかといふ問に對しましては、タイから買つておられます、ビルマから買つておられます、ペルーから買つておられます、イタリヤから買つておられます、それからスペインから買つておられたといふことを聞きました。スペインや米がとれぬだろ、こういうふうな驚嘆の声を放つておることによつても、いかに日本の国が米を世界各地から買ひあさつておるかといふことがよくわかる。特にわれわれのあまりなじみのない、世界の地理上にもあまり知られないエクアドルから三万トンも買つておられる。こういう実情を見ても、世界の米を買ひあさつておるといふことがわかる。それはくず米、いい米と混ぜて、百万トンやつとこしらえておるといふのが米の面においてはの操作であるといふことは、政府の答弁をまつてもなく一目瞭然としておるのであります。かやうな点を見ましても、自由党がいかに苦しい努力をしておるかといふことは明瞭にわかる。そして米、麦いづれの部面に對しても無理算段をし、その苦しい算段の上にあらゆることをなされておるといふような場面、それで確保されておるといふことを見ましても、これは党の政策のために国民の食生活を犠牲にして所行せんとする暴挙であるといふことが十分に断言し得るのであります。またその上に、海外からの食糧につきましては政府がいろいろと買ひあさつておられる。そういう關係で、初め一トン百七十ドルの計画が現在では二百ドルになつておられる。そこで政府の答弁は、麦の方においては安くならんと思ふからバランスが何とかとれますが、

先ほどの食糧長官の答弁のやうに、まだ来年の国際小麦協定におけることろの麦の割当もきまつておられない。おそらく来年は一ブッシェル二ドルの上になるのではないかと。アメリカの小麦等もたいへん安いといひますが、四月相場等を見ても少しも安くはない。たいへん強気で、今日の相場を見ますと一ブッシェル二ドル四十七セントにもなつておるのであります。これは政府が本委員会における答弁を容易ならしめるために作爲的なる言辭を弄しておるのではないかと。つまり資金の根拠また買入れ価格等においても非常に無理算段をしてやつておるのであります。日本人の悪いところは、ど元過ぎれば熱さを忘れるということ、昨日までいろいろ奔走し、パンをきれを得ようとして努力しておつた。ちよつとゆとりが出ると、ただちにもはや満ち足りたといふ氣持になるのは非常に大きな間違ひである。こういうときにおきまして正しく國民を指導しない、國民に迎合しようといふ自由党のやり方は、まことに寒心にたえない次第であります。それから統制の技術の面から言ひましても無理が出ようと思ふのであります。今まで二合七勺といひましたが、その中において政府は米麦を適宜にあんばいして、米の不足は麦で、麦の不足は米でやつて来たのであります。こういうふうにしてしまして、一般の消費者階級としましては、それはどこまか毎日々々算段するわけではない。近ごろは麦が多いといふくらいで大体問題を糊塗できたのであります。このやうに今までの米麦の配給といふものは、二本建によつて何

とかこれが運営されたのであります。もし麦の統制を撤廃してしましますと、どういふ結果になるかといふと、その重みはほとんど全部が米にかかつて来るわけである。こういうことになりますと、おそらく自由党の東北方面の人々やあるいは改進黨の米作地帯の人々、今度の統制撤廃に賛成した人々が後悔するのではないかと思つてあります。今から同情の念を禁じ得ないものがあるわけでありま。この点につきましては二本建のときにおきましては、一方を軽く見るといふのであります。われわれは足が二本とも丈夫であるときには、右足は左足のことを忘れ、また左足は右足のことを忘れるのであります。こういうふうなわけで、この麦の統制撤廃によつて今後米に重みがかかつて行く、さうしてこれがまた米のバランスをいふらうと妨がまして問題を起すのではないかといふことをごさいます。今度の法案にしぶ／＼賛成されたとこの改進黨も、たいへん心配するのほはもつともであらうと思つてあります。

次に、この統制撤廃が農民と中小製粉業者を犠牲にして、大資本の製粉業者を利するといふようなことにつきましては、もはや議論の余地がないところであつて、改進黨が自由党に對して、こういう点について十分考へておるかといふようなことを申されてだめを押しておりますが、だめを押すだけはやばでありまして、これは自由党の希望するところであり、自由党の考へるところであります。このようなわけで、今後農村における農民、中小製粉業者、地方都市における中小製粉業者

というふうな弱小経済力を考慮する者にとりましては、この統制撤廃問題について十分に検討を加へ反對をしなければならぬといふ根拠を持つておるのであります。消費者の立場についてもいろいろと議論がありますが、消費者の多くの筋からも、経済的に研究される方々が統制撤廃に反對しておるといふ事実を見ても、この点は十分うかがわれるわけでありま。われわれはあらゆる角度から研究いたしました。一つとして統制撤廃の時期に達しておらない、統制撤廃をする十分の根拠がない、こういう点を確認いたしておる。特に朝鮮会談も御承知のように決裂をいたさうとしておる。もしかやうな事態が発生いたしますれば、食糧を海外に依存しておる日本におきましては、また再統制をやらなければならぬ。われわれは十年も外交を遮断されたので、海外の情勢に暗い。さうして占領下の温室に育つておつたので、非常に狭い考へを持つておりました。大局を見る目がな。その間に自由党は、單に二十四年の架空な政策に拘泥されて、今回のような統制撤廃をとつたといふことにつきましては、まことに遺憾にたえざるものがある。また改進黨は自由党に示唆されまして修正案を出した。この修正案は、自由党並びに政府が改進黨に知恵を授けてやつたのでありますから、改進黨は何ら根拠がないのには明らかである。こういうふうなわけであります。この大きな麦の統制撤廃といふことにつきまして、政府も將來のことをいろいろと案じて改進黨を籠絡し、さうして共同して將來の攻撃を乗り切らうとするのは、まことに卑劣な態度ではないかと非常に残念に思

うわけである。廣川農林大臣は、食糧の配給辭退が多い、公定價格とやみ價格とが同じになつておる、これが統制撤廃の根拠であると申しますが、まだ海外から多くの食糧が輸入されておる、その資金面は特需においてまかなわれておる。つまり悪口を言へば、パソソソ資金の上にかまわねおるといふ言われておる。かやうな状態のもとにおいて統制撤廃をするといふことは、日本の將來に、特に食糧政策に禍根を残すものである。こういう立場から全耕作農民並びに消費者のために、全面的に統制撤廃に反對をいたすものであります。

○松浦委員長 竹村奈良一君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしまして、ただいま提案されました食糧管理法の一部を改正する法律案並びにその修正案に對して反對の意思を表明するものであります。われわれといたしましては、従来の官統制そのものを継続するといふことではないのであります。問題は國內におきまするさういふ食糧問題を扱ふ場合、まず第一にわれわれが考へなければならぬのは、國內食糧をいかに解決すべきかの問題であります。問題はこの確立なくして、いたずらに食糧統制を右顧左眈すること自体が、國內におけるところの消費量のいろ／＼な面において大きな問題を投げかけていると思つておるものであります。

そこで私はこの委員会において國內食糧自給問題について質問いたしましたところ農林大臣の答弁によりまするならば、このためにいわゆる農業五箇年計画を立てて、逐次これをやらうとしておるんだ、さう言つておるのであります。ところが現実に日本の食糧需給關係においていわゆる耕地等は一体どうなつておるか見ますならば、たゞは戦前から現在まで日本の耕地は少くとも百万町歩も減少しておるのであります。しかも昭和二十一年と比較いたしますれば、二十七万町歩に及ぶところの農地の喪失があるのであります。少くとも自由党が内閣を組織いたしまして三年半、三年半たつて、この二十七万町歩の土地の喪失に對するところの方策をほとんど立てていない。もちろん開墾あるいは干拓、灌漑等も若干の予算を組んでおりますけれども、事案において二十七万町歩に及ぶところの土地を喪失しているといふこの事実。この事実の上に立つと、農林大臣が遅々として現在に至つてようやく五箇年計画の成案をもつて、食糧自給態勢を確立しようと思つておるんだと言つておること自体は、いかに現内閣が國內の食糧自給態勢に對して無能力、無方針であるかといふことはつきり証明している以外の何ものでもないと言わざるを得ないのであります。しかも麦の統制撤廃を叫んでおりますが、自由党の諸君の叫んでおるすごとく、國內においてはたしてこれの統制が撤廃されるであらうかどうか。先ほど来言われておりますように、いわゆる國內の麦の流通量におきましては、四分の三ほど外國麦の輸入に仰いでおることは周知の事実であります。しかもこの四分の三の膨大な輸入量は、國民の血税と國民の貯蓄によつて購入された。これが國內の四分の一の麦の生産農家を圧迫している。しかもこれによつて價格の統制をやつて行く。つまり國家独占資本によるこ

ろの、國內の農民の生産費あるいは價格の統制をやつて行くところの新しい官僚方式である、私たちが考へておるのであります。このことは諸外國の例にも見るように、つまり外國産によつて國內食糧の生産あるいはその他の價格を統制して行くところの方式、すなわち完全に食糧行政の植民化への道であると思つておるものであります。このことは世界の歴史においてもはつきりしてはいます。少くとも食糧を外國産によつて統制されることは、ちやうどその國の獨立を失ふところの植民地行政の最も根本的な方策の一つである、私は考へるのであります。しかもこの麦の統制撤廃によつて、米の需給問題とは關係ないといふ叫んでおりますけれども、最近世界の米の需給状態はますます悪化して行く。このことは少くとも食糧庁長官は大丈夫だと言つておるすけれども、事案において、麦の事情ではなくて、米事情は悪化しておることとは明らかであります。このことを裏づけるように、今日の政府は、本年の三月一日から不完全農家に対するところの米食率の切下げをやつておる事案においても、いわゆる米の流通事情がいかにきつ／＼つになつておるかといふことは、この難局を切抜けるために、不完全農家に対する米食率の切下げをしてこの事案において証明されておるのであります。さうした政策を行うに至る前に、なぜ政府は國內自給態勢を確立するための積極的な方策を立てなかつたか。たとへば今日國內における未開墾地あるいは山林牧野等の開墾予定可能地は八百万町歩に上ると言われておる。しかも今日農村にお

ける次三男の諸君は仕事があふれ、半失

業者になり、あるいは失業者として農村のちまたを彷徨しておるのであります。つまりこの八百万町歩の大開墾計画を樹立して、今日憲法で保障されたところの再軍備をしないという政策を政府が堅持して、少くとも二千億有るに上るところの膨大な軍事予算をこの八百万町歩の開墾に振り向けるならば、国内における食糧自給態勢はすみやかに確立される。と存じますけれども、このことを政府はやろうとしていない。しかも農林大臣は、現在国内の麦の生産は漸次低下しておるのを見ながら、本年におきまます麦類生産の減退は、全国において十二万町歩に及んでい

る事実は、農林当局みずから認めておるところであります。農林大臣は本会議において、今日国内における麦類の生産の減退の原因は、野菜作物あるいはその他の作物に転換しているから、しかし漸次野菜や柑橘類はだめになるから、また麦類に還元して来るであろうという希望的衆論を唱えておられるようでありませぬけれども、このことは少くとも農村政策にとつては最も重大なことであります。農民は今日の経営の中に生活することができないので、多角経営の面に向いておるけれども、多角経営におきましても、柑橘類あるいは野菜類はだん／＼値下りして来る。従つてしかたなく麦類に転換して行くであろうという形において放任された農村の姿は、一体どうであるか。東北地方におきましては、娘を売る人身売買の数はふえていて、あるいは農家の借金はふえている。農業手形の面においてもこのことはつきり証明されている。農村はますます／＼完全に

この時にあたつて、先ほど申しましたように、膨大な外国食糧によつて、しかも国民の血税をもつて国内の小さい農家を圧迫しようとする本法案に對しては、われ／＼は断固として反對するものであります。

○松浦委員長 足鹿啓君。
○足鹿委員 ただいま上程されております麦類の統制撤廃を主目的とした食糧管理法の一部を改正する法律案並びに改進黨、自由党の共同提案にかかりまます修正案に對して、日本社会党第二十三控室を代表いたしました、反對の意見を述べたいと存する次第であります。

われ／＼は従来から広汎な農民並びに勤労大衆の要求を代表いたしましたし、民主的な食糧管理制度の確立を中心とする一連の食糧政策の実現を期し、農民団体はもろ／＼消費者団体とも十分連絡提携をし、一致協力をして今日までこれが実現を期し、一方政府に對しては強くその反省を求めて来たのであります。しかるに政府は自由党の公約であります主食の自由販売の一環としての麦類の統制撤廃をあくまで強行して、誤れる公約の実行をなさんとしておるのであります。この麦類の統制撤廃は、外国産食糧を大量輸入し、わが国産食糧を犠牲にして初めて可能であることは、われ／＼が常に指摘して参つたところであります。しかも今日不完全講和発効を契機にして、内外の諸情勢はかかる輸入食糧に一方的に依存する政策の実現をすら許さな

い実情にありますが、政府が再び本案の実現を期せんとすることは、農民に對しては低価格を強要し、消費者大衆に對しては流通の混乱による市価の変動によつてますます／＼の家計を圧迫し、あるいは麦類加工の中小業者に對してはその崩壊を促進し、結局において大資本の利益に奉仕する政策でありまして、わが党は根本的な立場に立つて断固これに反對するものであります。

具体的な二、三の例をあげてその反對の理由をいたしたのであります。が、まず第一に、今日の緊迫した国際情勢は相当長期にわたる可能性が強く、従つて食糧輸入事情は樂觀を許さないと考えられるのであります。二十五年から二十七年にかけて国内における麦類の生産反別が著しく減じたことと相関連をいたしまして、かかることにおいて無謀なる麦類の統制撤廃はその当を失するものであります。特に政府はたび／＼食糧増産のかけ声をかけて参りますけれどもその実績が上らず、輸入量は増加する一方であり、国内需要の三割以上にも達し、国内の農地の増減、人口の増加等によりまして、さらにこの傾向は拍車を加えられると見られる実情であります。

この食糧の輸入先は、米はビルマあるいはタイ、仏印等が主要産地となつておりまして、次いでイタリヤであるとかエジプト、アメリカ等でありまして、麦は濠洲、カナダあるいはアメリカ等になつております。これらのうち、アメリカ、カナダを除きましては、いづれも自国内の政情がきわめて不安であり、かつカナダの雪害とかいろいろな收穫の不良な状態、あるいは価格

や外貨の問題等におきまして、とうてい政府の計画通りに輸入される見通しを得ないのであります。さればこそ過般政府は根本前農相を南方に派遣せられ、米の輸入懇請をせられたのではなかつたのでありませうか。根本さんの帰朝後の報告はまだまだ私どもは一回も聞いておりませんが、おそらくその見通しは芳ばしくなかつたのではないかとわれ／＼は想像せざるを得ないのであります。

従つて第二の理由としては、以上のような不安定な情勢のもとにおいて、政府の意図する一定価格による買上げ、売渡しの価格操作によりまして、市場の安定政策は輸入食糧の困難に加えて国内のインフレーションの進行及び麦加工業の操業度に現在相当の余裕のあることなどが要素となりまして、国内産の麦類に對する業者の恩恵買ひによつて、政府の市場統制力が圧倒される可能性が強いとわれ／＼は断じたいのであります。すでに全国民が体験しておりますごとく、肥料、飼料が自由になつたけれども、その不当な価格の暴騰によりまして、農民は泣き、大企業メーカや肥料業者は莫大な利益を独占する結果を招来し今日に至つておるのであります。政府興党のうちに認めておるといふことは、過去においてすら、何らかの需給調整の必要を認めておるといふことは、過去において政府の市場統制力の無力を裏証して余りあるのみならず、自由経済の矛盾とその害悪を端的に表明しているものと断ぜざるを得ないのであります。

第三点は、麦類の統制を撤廃して市場価格に即応して利益を収める者は農民ではなくて、商業資本家であるといふことであります。すなわち麦の場合には、原料買付競争によつて一時的に農民を潤すであろうとする見解があまりみられませんが、それは原料買付競争を通じて中小企業が企業に圧倒され、そして事態が結局を、かかる場合に生き残つたその大企業資本は、原料麦の買付に對して一方的な支配力を農民の上に確立する結果となつて現われることは、今までの事例から断言してはばかりませぬ。この商業資本に對抗をいたしまして、農家の利益を守つて行く組織はすなわち農業協同組合を中心とする協同販売の機能であります。現在の農業協同組合は、皆さん周知のごとく、結成後日浅く、しかも目下赤字に對する再建整備の努力が展開されておる実情でありまして、勢ひ商業資本の暴威を許す結果となり、麦類品の価格の高騰に比べて農家の手取りはそれほど期待されないのであることは自明であると存するのであります。すなわちこれらの産業資本は、国内産の麦類に對しては買ひ控え、他方においては政府放出にかかる輸入麦の売渡しを受け、結局麦類の政府買上げ価格を最高として維持し得るような間接的市場価格を操作することとなり、結局農民は非農民的な産業資本から短かい混乱期に麦類値上りの若干のおこぼれは受けるであろうけれども、その後は低価格安定という形において、長く大資本隷屬を余儀なくせしめられることを断定したいと存するのであります。農民の眞に欲しておるのは、農業経営とその生活の安定であつて、決して一時的な価格の値上りではないと私どもは信じております。なぜならば、価格の高騰はやがて倍化されて自

らというものであります。すなわち麦の場合には、原料買付競争によつて一時的に農民を潤すであろうとする見解があまりみられませんが、それは原料買付競争を通じて中小企業が企業に圧倒され、そして事態が結局を、かかる場合に生き残つたその大企業資本は、原料麦の買付に對して一方的な支配力を農民の上に確立する結果となつて現われることは、今までの事例から断言してはばかりませぬ。この商業資本に對抗をいたしまして、農家の利益を守つて行く組織はすなわち農業協同組合を中心とする協同販売の機能であります。現在の農業協同組合は、皆さん周知のごとく、結成後日浅く、しかも目下赤字に對する再建整備の努力が展開されておる実情でありまして、勢ひ商業資本の暴威を許す結果となり、麦類品の価格の高騰に比べて農家の手取りはそれほど期待されないのであることは自明であると存するのであります。すなわちこれらの産業資本は、国内産の麦類に對しては買ひ控え、他方においては政府放出にかかる輸入麦の売渡しを受け、結局麦類の政府買上げ価格を最高として維持し得るような間接的市場価格を操作することとなり、結局農民は非農民的な産業資本から短かい混乱期に麦類値上りの若干のおこぼれは受けるであろうけれども、その後は低価格安定という形において、長く大資本隷屬を余儀なくせしめられることを断定したいと存するのであります。農民の眞に欲しておるのは、農業経営とその生活の安定であつて、決して一時的な価格の値上りではないと私どもは信じております。なぜならば、価格の高騰はやがて倍化されて自

分の上に物価高を招来し、恐るべき重税の形でね返つて来るという事は、今まで日本の農民は、長い間の体験を通じてよく記憶しておるからであります。農民が統制をきらつておるといわれますけれども、それは統制方式を問題にしておるのでありまして、統制自体を問題にしておるとは考えられないのであります。食糧政策は常に長期にわたつて、しかも一貫した政策がとられなければならないことはすでに自明であります。それは農業生産の増加の見地からも、農民生活の安定の上からも絶対に必要であり、これが真の農民の要求であると私どもは信ずるものであります。この意味からいたしまして、統制の中で再生産を保障する農産物価格政策を確立し、これが実現をはかることが正しいのであつて、これが農民に対する親切な政策であると私どもは確信してはばからないものであります。

いろいろと申し上げたい点はたくさんありますが、これを要約して申し上げますならば、麦類の統制撤廃は、一見わが国経済態勢の自由経済復帰の一環をなすもののごとくであります。その基本的性格は、低米価、低賃金政策として要約されて来た従来の勤労大衆抑圧政策にまさかの改変をも加えられておらないと、私どもは信ずるものであります。すなわち国内産麦の政府買上げ価格は、従来の対米比価による算出方法を廃し、米価審議会の申入れを無視して、ことさらに低米価に都合のいい昭和二十六年度を新米価算定の基準年次としてとり、もしこの買入れ価格を市価が上まわる際は、輸入補助金を付した外麦を国内市場に放出す

るがごとく価格調整方式は、自由な価格形成を制限し、国内産麦の価格をさうに低位に抑制する方式でありまして、本法案はただ単に市場の流通の自由を一応與えたのみであつて、価格政策の矛盾を隠蔽せんとする欺瞞政策ではかならないと断ぜざるを得ないのであります。かかる政策によつては、国内における麦作は、政府が期待するやうに増産に導くことはとうてい不可能となることはもちろん、政府の企図する麦類の対米比価の切下げによる現状価格差を一層拡大せしめ、麦類の統制撤廃は流通の混乱と農民生活の窮乏化に拍車を加える結果となることは、今や明白であります。われわれは生産と消費、ひいてはわが国の経済の全面にわたるかかゝる重大なる打撃を加えんとする麦類の統制撤廃方式につきましては、日本の食糧政策の根本から、農業政策の根本から断固として反対をするものであります。従つて私どもは客観情勢の確かな把握と、生産者と消費者の利益を基礎とした合理的な食糧政策、すなわち輸入食糧を必要最小限度にとどめ、国内農業生産を高めて行き、安定しかつ一貫した食糧政策を国家の大胆な財政負担によつて実現すべきであることを結論として要求し、私の討論を終りたいと存じます。

○松浦委員長 これにて討論は終局いたしました。これより逐次採決に入ります。

○松浦委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。次にたたいま可決せられました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。次にたたいま可決せられました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

ては昭和二十五年及び二十六年の麦類の平均を基準としてその再生産を確保するよう決定すること。なお麦類の売渡し価格は現行売渡し価格を維持すること。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立多数。よつて食糧管理法の一部を改正する法律案は修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。(拍手)

なとお諮りいたします。本案に関する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成に關しましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めましてさうに決しました。

この際小林運美君より発言の要求があります。これを許します。小林運美君。

○小林(運)委員 私はこの際たたいま本委員会におきまして決定を見ました食糧管理法の一部を改正する法律案に關連いたしましたして、重大なる問題をこゝに提起いたしましたして本農林委員会に決議案を上提いたしましたと思つて立つたのであります。最初決議案の案文を朗読いたします。

麦類の価格、米食率及び食糧特別会計の不足金処理に關する件

食糧管理法の一部改正に當り麦類の公正な決定をしなければ麦類の生産を減退せしめるおそれがある事情にかんがみ政府は麦類の増産を確保するよう左の各項を実施すべきである。

記

一、麦類の買入れ価格の決定に當つ

ては昭和二十五年及び二十六年の麦類の平均を基準としてその再生産を確保するよう決定すること。なお麦類の売渡し価格は現行売渡し価格を維持すること。

二、麦類の買入れ売渡しにより食糧管理特別会計に赤字を生じた場合政府は一般会計より赤字補填を行い、これを生産者または消費者に負担せしめないこと。

三、配給米食率を全国的に均一化する。

以上が私の提案いたします決議案の案文でございます。

先ほど食糧管理法の一部改正法案につきます各党の討論を拜聴いたしておりましたが、その主眼とするところは、本法案の改正にあたりましてわれわれが一番心配いたしますことは、今回の法案の改正によりまして麦類の供出割当並びに配給の方法が従前とかわりました。依然として主食の管理を政府が握つておられるとわれわれは考へておるのであります。さうな見地からいたしまして、今回の改正によりまして麦生産者の生産にかかわります麦が自由に販売されるのであります。その反面政府は生産者の要求によりまして無制限にこれを買入れることにならるのであります。この買入れ価格にあたりまして、私は先ほど案文にも申し上げましたように、この値段の決定にあたりましては、農家の再生産を確保する値段にしなければ絶対いけないということをおぼたつておるのでござい

ます。この件に關しましてわれわれは質疑の際におきまして、先ほどのわが党並びに自由党からの修正案の際に

も申し上げましたように、再生産を確保することを旨としてという言葉を使つておりますが、これに對して野党からもこの旨としてとほどういふ旨かという御質問もあつた。この旨とする

という意味は今ここに決議案を提出いたしましたし現実の問題として申し上げる次第でありまして、われわれは農家の立場に立つてどこまでも再生産を確保する。その裏づけは一体どういふことかというところをございまして、昭和二十五年並びに二十六年の価格の平均を基準として、それにいろいろのケ―スを考へて決定をするということをはつきりここで明確にいたしたいと思つてございまして。

なおかような方法によりまして政府が食糧の特別会計に赤字を生じた場合には、これは消費者の負担でなく、この赤字補填はどこまでも一般会計より繰入れまして、生産者にも消費者にもこれを負担させないということをこの際につきりいたしたい。

また次に今回の処置によりまして、全国の米食率が今まで非常にまちまちでありましたのは、これは現実にはわれわれが知つておる通りであります。これは根本的に考へまして米の生産者は別問題として、配給を受け

る国民はひとしくこれを均一にしなければならぬという点におきまして、これをどうしても実行してもらいたい、こゝういふのが本決議案の趣旨でございます。これに關しまして政府はどんな

ようなお考えを持つておるか、これも承つてみたいと思つております。これも以上私はこの決議案の趣旨を申し上げ、またもし幸いにして各位の御賛成を得るならば、本委員会の決議案と

でないと思存します。しかしながらこの決議案の全文にありますが、食糧管理法の一部を改正するにあたり麦価の公正な決定をしなければならぬといふ三行にわたる前文は、すなわち麦の統制撤廃を主目的とする本法案をこのためのいわゆる附帯決議的な性格を持つものであり、従つて改進黨がこの案をのむにあつて、従来のいさゝか主統制方式に対するところの主張が非常に苦しい立場に追い込まれたために、ここにこの三項にわたる決議案を出し、一個の修正案を出して、自分の立場の弁明をなされんとする印象を多分に持つものでありまして、もし真に改進黨の諸君がこの決議案をお出しになるならば、全然別個な立場においてしかも堂々たる立場において、この改正法律案とは全然別個な関係においてお出しになるのが妥当であり、これがほんとうに正しい立場ではないかと私は思う。いわゆる原案に對しては若干の修正を加えてこれをのみながら、しかも当然その内容につきまして、これは法制化して行く必要があるものであり、その他いろいろ問題につきましても、これはただ單なる決議と政府の行政的な措置と本法の運用によつてのみでは目的を達成することのできない重大な問題であつて、当然立法化して行かなければならない性質のもの、かかる決議のごとき内容によつて事態を糊塗するその立場に對しては、われわれは了承することはできぬのであります。従つて食糧管理法の一部改正法律案をのまんがためのこの決議案に對しましては反對をし、同時に一項から二項、三項について小林

委員に明確な御答弁を求めましたけれども、赤字の大体の見当についても、また均一化の問題につきましても、委員の聞かんとする点について何ら具体的かつ明確な御答弁がありませんので、私どもは食糧管理法の一部改正法律案と同様に、この決議案は反對をいたすものであります。

○松浦委員長 これより採決いたしました。ただいまの小林運美君の提案になりました麦類の価格米食率及び食糧特別会計の不足金処理に関する件を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立多数。よつて本委員会の決議とすることに決しました。この際農林大臣より発言の要求があります。これを許します。

○廣川國務大臣 ただいま自由、改進黨より提案されました決議につきましては、政府提案の改正法律案が小林君外三名の修正の御意見も採択された趣旨にかんがみまして、政府の麦類の買入れ価格決定にあたりましては、昭和二十五、六年の麦類の価格の平均を基準といたしまして再生産を確保する価格にいたしたいと思ひます。また売渡し価格につきましても、消費者の家計の安定の趣旨に基きまして、現行價格水準を維持するとともに、米食率の均一化に努力いたしたい次第でございます。要するに食糧供給確保のために、生産者並びに消費者ともに満足のできるよう万全の処置をとるのであります。そのためには食糧特別会計に赤字を生じました場合には、一般会計より補填をなさんといたすものでございます。

○松浦委員長 なお本件の議長に對する報告、関係國務大臣に對する参考送付に關しましては委員長に御一任願ひます。

本日はこれをもつて散會いたします。

午後五時十六分散會

〔参照〕
食糧管理法の一部を改正する法律案
〔内閣提出〕に關する報告
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年五月九日印刷

昭和二十七年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所